

神奈川県新型コロナウイルス感染症拡大防止大規模施設等協力金
(第5弾) 交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、県内における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、第3条に規定する交付対象者に対し、神奈川県(以下「県」という。)が予算の範囲内で新型コロナウイルス感染症拡大防止大規模施設等協力金(第5弾)(以下「協力金」という。)を交付することについて必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次に定めるところによる。

- (1) 「緊急事態措置区域」とは、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号。以下「特措法」という。)第32条第3項に基づく緊急事態措置の公示を受け、特措法第15条第1項に基づき設置された政府対策本部の決定した新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針に基づき、必要な措置等を行う県内の区域をいう。
- (2) 「大規模施設」とは、緊急事態措置区域において、新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令(平成25年政令第122号。以下「特措令」という。)第11条第1項各号に規定する飲食店以外の施設のうち、多数の者が利用する施設で、建築物の床面積の合計が1,000㎡を超える施設(生活必需物資の小売関係を除く。)をいう。
- (3) 「時短営業」とは、営業開始時刻及び営業終了時刻を5時から20時(イベント等を実施する施設にあつては21時)までの間に設定して行う営業をいう(ただし、従来の営業開始時刻から始業を遅くした部分は含まない。)
- (4) 「時短要請」とは、特措法第24条第9項に基づき、県が令和3年8月17日及び9月9日に行った9月1日から同月30日までの期間における時短営業の要請をいう。
- (5) 「休業要請」とは、特措法第45条第2項に基づき、県が令和3年8月17日及び9月9日に行った同年9月1日から同月30日までの期間における休業の要請をいう。
- (6) 「特定大規模施設」とは、次に掲げる事項の全てを満たす施設をいう。
 - ア 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(令和3年4月23日変更。以下「令和3年4月23日付基本的対処方針」という。)三(3)3
 - ①において、特措令第11条第1項各号に規定する施設のうち、多数の者が利用する施設で、建築物の床面積の合計が1,000㎡を超える施設とし

て休業要請を行うものとされた施設であること（ただし、同項第 10 号に規定する施設を除く。）。

イ 県から時短要請又は休業要請を受け、これに応じた施設であること（その施設の一部について、生活必需物資の小売関係等を行うことから当該部分のみ時短営業又は休業をしていない場合を含む。）。

(7) 「特定大規模施設運営事業者」とは、次に掲げる事項の全てを満たす者をいう。

ア 特定大規模施設の運営により収益を得る事業を行う者であること。

イ 特定大規模施設の管理権等の休業・営業時間短縮等を決定する権限を有し、これにより休業・時短営業を決定した者であること。

ウ 時短要請又は休業要請を行った期間において、コンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金、月次支援金又は ARTS 支援事業等の支給を受けていない者であること。

エ 国及び地方公共団体その他これに類する法人でないこと。

(8) 「要請対象大規模施設」とは、次に掲げる事項の全てを満たす施設をいう。

ア 令和 3 年 4 月 23 日付基本的対処方針三（3）3）①において、特措令第 11 条第 1 項各号に規定する施設のうち、多数の者が利用する施設で、建築物の床面積の合計が 1,000 m²を超える施設として、休業要請、時短要請又は無観客要請を行うものとされた施設であること。

イ 県から時短要請又は休業要請を受け、これに応じた施設であること（その施設の一部について、生活必需物資の小売関係等を行うことから当該部分のみ時短営業又は休業をしていない場合を含む。）。

(9) 「テナント事業者」とは、次に掲げる事項の全てを満たす店舗を営む事業者をいう。

ア 時短要請又は休業要請の期間中に、契約に基づき、要請対象大規模施設の区画を賃借し（当該施設の敷地内等において当該施設運営者等との契約に基づき、飲食品の移動販売を継続的に行うことを含む。）、又は分譲を受けて、自己の名義等で出店し、当該施設を利用する一般消費者向けに、当該施設の運営者に対して一定の自律性をもって事業を営む店舗（契約に基づき店舗を設ける予定を有していたが、時短要請等を受けて実際に設けることができなかつた場合を含む。）

イ 要請対象大規模施設の運営者が時短要請又は休業要請を受けて、要請対象大規模施設を休業し、又は時短営業を行ったことに伴い、休業又は時短営業を行った店舗

ウ 時短要請又は休業要請の期間中において、飲食業に係る規模別協力

金、コンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金、月次支援金又は ARTS 支援事業等の支給を受けていない店舗

(10) 「非飲食業小規模カラオケ事業者」とは、次に掲げる事項の全てを満たすカラオケ店舗を営む事業者をいう

ア 食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）に基づく飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を受けていない店舗

イ 建築物の床面積が 1,000 m²以下の店舗

ウ 休業要請を受けて、休業した店舗

エ 休業要請の期間中において、コンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金、月次支援金又は ARTS 支援事業等の支給を受けていない店舗

(11) 「従来の定休日」とは、特定大規模施設、テナント事業者及び非飲食業小規模カラオケ事業者の店舗において時短営業又は休業の要請日前から定められていた定休日をいう。

(12) 「感染防止対策取組書」とは、県が指定する感染防止対策取組書をいい、「感染防止対策にかかるステッカー」とは、各市町村で作成し、店舗等が感染防止対策の取組を実施していることがわかるステッカーをいう。

(交付対象者)

第 3 条 協力金の交付対象者は、次に掲げる全ての要件(ただし、非飲食業小規模カラオケ事業者については、第 3 号、第 4 号及び第 10 号を除く。)を満たす者(以下「交付対象者」という。)とする。

(1) 特定大規模施設運営事業者、要請対象大規模施設内のテナント事業者又は非飲食業小規模カラオケ事業者であること。

(2) 時短要請期間又は休業要請の最終日より前に営業を開始(テナント事業者が営む店舗であって、要請対象大規模施設内に当該運営事業者との契約に基づく店舗の営業を時短要請又は休業要請期間内において新たに開始する予定であった者が、時短要請等により開始する日を延期した場合を含む。)していること。

(3) 時短要請の開始日より前は、20 時から翌朝 5 時までの間に営業している時間があること。

(4) 時短要請の期間中において、時短営業を開始後は 20 時(イベント等開催の場合は 21 時)から翌朝 5 時までの間に営業を行っていないこと。

(5) 関連する法令及び条例等を遵守し、施設を適法に営業していること。

(6) 時短要請又は休業要請に応じ、当該要請期間の最終日(当該要請期間の最終日より前に廃業等した場合は、廃業の届出等に記載された日)ま

で継続して時短営業又は休業を行ったこと（時短営業又は休業を開始した日から当該要請の期間の最終日までの間に従来の定休日が含まれる場合には、これらの日を含めて時短営業又は休業が継続しているものとする。）。

- (7) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条又は第 19 条に基づく破産手続開始の申立てをしていないこと。
- (8) 神奈川県指名停止措置等要領に基づき指名停止措置を受けた者の場合は、当該指名停止措置の期間を経過していること。
- (9) 本協力金に係る時短営業又は休業の実施期間内に営業停止等の行政処分を受けていないこと。
- (10) 感染防止対策取組書又は感染防止対策にかかるステッカーを要請対象施設に掲示していること。ただし、協力金交付対象の全期間において休業している施設は除く。

（交付額の算定方法等）

第 4 条 交付対象者に交付する協力金の額は、特定大規模施設、テナント事業者及び非飲食業小規模カラオケ事業者の店舗等ごとに、別に定める方式で算出するものとする。

（申請時の提出書類等）

第 5 条 協力金の交付の申請をしようとする事業者（以下「申請事業者」という。）は、別に定める書類を令和 3 年 12 月 14 日までに知事に提出しなければならない。

（協力金の交付）

第 6 条 知事は、前条の規定による申請書等の提出があった場合において、その内容を審査し、協力金を交付すべきと認めたときは、協力金を交付するものとする。

2 協力金の交付は、口座振込により行う。

（協力金の返還等）

第 7 条 知事は、協力金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、協力金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により協力金の交付を受けたとき。
- (2) 協力金交付申請に関して不正、怠慢その他不適當な行為を行ったとき。
- (3) 申請書記載の誓約事項に違反したとき。

(違約金の徴収)

第8条 知事は、協力金の交付を受けた者が前条第1項各号のいずれかに該当するときは、交付した協力金の返還とともに、当該協力金と同額の違約金の支払いを求めることができる。

(報告の徴収及び調査)

第9条 知事は、協力金の適正な交付のため、必要な限度において申請事業者から報告を求め、又は調査をすることができる。

(暴力団の排除)

第10条 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第10条の規定に基づき、申請事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、協力金の交付の対象としない。

(1) 代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員（以下「代表者等」という。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この項において「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下この項において暴力団という。）に属している場合

(2) 代表者等が法第2条第6号に規定する暴力団員である場合

(3) 暴力団又は反社会的勢力が経営に事実上参画している場合

2 知事は、申請事業者又は協力金の交付を受けた者が前項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。ただし、当該確認のために個人情報等を神奈川県警察本部長に提供するときは、神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。

3 知事は、協力金の交付を受けた者が、第1項各号のいずれかに該当するときは、協力金の全部又は一部の返還及び違約金の支払いを求めることができる。

4 前項の規定については、第7条及び第8条を準用する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協力金の交付等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年10月7日から施行する。